

---

## 証券業者に関する諸問題について

---

証取審・昭39. 2. 12

証券取引審議会（会長堀越禎三氏）は、さる2月12日、総会を開き、一般投資者保護のための証券業界の改善策について、中間報告をまとめ、同日ただちに田中大蔵大臣に対し、これを答申した。

中間報告の全文は、別掲のとおりであるが、その骨子とするところは、①有価証券外務員に対する大蔵省の監督を強化し、不適格者は証券業協会に対し登録取消しの命令をだすことができるようにすること、②有価証券外務員の代理権限を明らかにするとともに証券業者の賠償責任を明確化すること、③顧客との紛争解決のため、第三者を入れた苦情処理機関を証券業協会に設けること、④証券業協会は、全国単位に改組することが望ましい、このため、協会への加入を証券業者の登録要件とするほか、非協会員理事の充実および大蔵省の協会に対する監督権の強化が必要であること、⑤証券業者については免許制に切り替えることを基本として今後も積極的に検討することなどである。

なお、このうち、苦情処理機関の設置については、本協会では、3月2日から本協会内に「東京証券苦情相談室」を設けることになっている。

### 証券業者に関する諸問題について（中間報告）

昭和39年2月12日

証券取引審議会

当審議会は、証券業者の国民経済上に占める地位及び投資者保護の責務の重要性にかんがみ、昨年6月以来小委員会を設けて、証券業者に関

する諸問題について検討を加え、その報告に基き審議を重ねた結果、有価証券外務員制度、証券業協会、証券業者の免許制等につき一応中間的結論を得たので、ここにその要旨をとりまとめる。

### 1 有価証券外務員制度について

有価証券外務員（以下「外務員」という。）については、現在、大蔵省に対しては届出を、証券業協会に対しては登録を要することになっているが、大蔵省には外務員の登録に関し直接の監督権限がなく、専ら証券業協会が外務員の指導監督に当たっている。

しかしながら、外務員に対する規制は、証券事故防止対策の一環としてこれを強化することが必要であり、証券業協会は、外務員の資質の向上を図るため、登録のための資格要件を厳格にするとともに、現行の外務員に対する監督及び監視の体制を一層整備強化し、不適格者の排除に努めるべきである。また、大蔵省が、証券業協会に対し外務員の登録取消命令を発することができるようにすべきである。

なお、外務員を大蔵省に登録させ、大蔵省が、直接外務員に対する監督責任を負うこととするとも考えられる。

### 2 外務員等の行為に関する証券業者の責任について

外務員が証券業者を代理する権限を明らかにして、証券事故に関連する証券業者の責任を明確化するほか、証券業者及びその従業員の投資勧誘に関する禁止行為、及び受託者としての忠実義務を具体的に定め、かつ、このような禁止行為又は義務違反により顧客に与えた損害につき、証券業者に賠償責任があるものとする必要がある。

なお、証券業協会は、第三者をいれた苦情処理機関を設け、当該機関が上記の証券業者の賠償責任について裁定し、協会員たる証券業者はその裁定にしたがうものとする必要がある。

### 3 証券業協会の組織及び運営について

証券業者につき登録制をとっている現行法制の下では、自主規制機関としての証券業協会が果たすべき役割は極めて重大であり、その機能は、今後一層これを充実強化していかなければならない。

このため、協会への加入を証券業者の登録要件とするほか、非協会員理事の充実及び大蔵省の協会に対する監督権の強化を図る必要がある。さらに、協会の機能充実のため、現在の地域別証券業協会のかわりに、全国単位の証券業協会を設けることが望ましい。

#### 4 証券業者の免許制について

(1) 証券業者の国民経済上に占める地位及び投資者保護の重要性を考えると、次に掲げるような観点から、証券業者について免許制を採用する理由は十分にあるものと考えられる。

(イ) 証券取引法の施行以来今日までの間に、登録された証券業者の約6割が登録取消又は自廃により登録を抹消されている。この実績を顧みれば、営業開始の段階において、証券業者として不適格な者を排除することが、必要であるが登録制の下ではこの点に限界があるので、免許制を採用することが望ましい。

(ロ) 現在の登録制の下における大蔵省の監督は、法令違反、支払能力薄弱等を理由とする営業停止、登録取消等の処分を主たる内容としている。しかしながら、投資者保護に万全を期するためには証券業者がこのような行政処分の対象となる事態に、陥る前にこれを防止することが必要であるしたがって、免許制の採用により、大蔵省が予防的な監督指導行政を行なう等、その監督権限を強化するとともに、監督責任をも加重することが望ましい。

(2) しかしながら、現行の登録制が採用されてから既に15年を経過し登録制の下における一応の秩序ができ上がっているため、これを免許制へ切り換えることには多くの問題がある。

登録制から免許制への切り換えの方法としては、次の三つの形態が考えられる。

- (イ) 全面免許制とする。
- (ロ) 免許制と登録制の二本建てとする。
- (ハ) 事業体については登録制をとるが、その営む業務の内容により、その業務を免許の対象とする。

これらのうち、全面免許制が理論的には最も筋が通るが、この場合には登録制から免許制への移行の過程で次のような問題が生ずる。

- ① 厳格な免許基準を定めて審査を行えば、現存の証券業者のうち、免許を与えられないものがかなりの数にのぼるのではないか。

また、小規模の業者に対して、資本基準の点のみから免許を与えず、その結果廃業を強制するのは、極めて困難なのではないか。

- ② 現存業者に対し、ゆるやかな条件でひろく免許を与えざるを得ないこととなると、水準の低い免許制となり、免許制を採用する意味が弱くなるのではないか。

免許制と登録制の二本建て又は業務免許の方が、現実には実行しやすいとも考えられるが、その場合には、いかなる基準で証券業者又は証券業務を区分するかが、証券業務の分野調整ともからんで問題となるほか、免許制に移行する理由が弱くなるという難点がある。

- (3) 免許制移行の可否については、以上の諸点についてさらに慎重な検討を要するのみならず、かりに免許制を採用するとしても、その切り換えの経過措置について、諸種の困難な問題の解決を要すると

考えられるが、本来、証券業者については免許制を採用すべきであるとの考え方を基本において、できる限り積極的な方向で、今後も検討を続けることが望ましい。

なお、証券業者に対する監督行政の現在の在り方は決して十分なものではない。たとえば、投資勧誘態度、顧客からの有価証券の預りなど、証券の営業活動に関する規制方式については、検討の余地が多い。したがって、免許制について積極的な方向で検討を続ける間においても、これらの点について、極力、改善を図ることが必要である。

---

## 有価証券の売買一任勘定取引の自粛について

大蔵省理財局・昭39. 2. 7

---

大蔵省は、証券事故防止対策として、さる2月7日、  
蔵理第926号をもって、日本証券業協会連合会福田会長に対し、有価証券の売買一任勘定取引の自粛について通達した。

通達の全文は、別記のとおりであるが、その骨子は、  
①最近の証券業者と顧客とのあいだの紛争には、いわゆる売買一任勘定に起因するものが多く見受けられるので、この種の取引を行なうことは自粛されたいこと、  
②しかし、顧客の強い要請により、やむを得ず行なう場合は、書面で契約を結び、損益は顧客に帰属し、証券業者は利益を保証しないことを明記すべきこと、③